

歯学委員会分科会の設置について

分科会等名： 歯学教育分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	歯学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	我が国では、超高齢化と少子化が急速に進んでおり、歯科臨床のニーズが大きく変革しつつある。この大きな転換期に際し、歯科教育も的確かつ迅速に対応することが必要不可欠である。一方で、歯科教育の内容、カリキュラム、教育方法に関しては、標準化が遅れている部分が存在することも否めない。さらに国際化にも対応すべく歯科教育の持続的な改革が必要である。これらの課題を解決し、21世紀の歯科医学および歯科医療を発展させることを本分科会の最大目標として設置する。さらに次世代、次々世代の優秀な人材を持続的に育成するためにも本分科会の設置は、不可欠である。
4	審議事項	臨床基礎実習、臨床実習、関連医学教育の配分、歯学教育カリキュラムのあり方、さらに卒後臨床研修との関係についての審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置